

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2023.5.24

## 百戦錬磨の名人ファンド

追加型投信／国内／株式／特殊型(絶対収益追求型)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類    |        |                   |                      | 属性区分   |      |        |               |             |
|---------|--------|-------------------|----------------------|--------|------|--------|---------------|-------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類                 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 特殊型         |
| 追加型     | 国内     | 株式                | 特殊型<br>(絶対収益<br>追求型) | その他資産  | 年2回  | 日本     | ファミリー<br>ファンド | 絶対収益<br>追求型 |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「百戦錬磨の名人ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年11月22日に関東財務局長に提出しており、2022年11月23日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社※

※2023年10月1日より商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更します。

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:24兆9,680億円

(2023年2月28日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

日本の株式を実質的な主要投資対象とし、株式の信用取引等を組み合わせて、株式市場全体の値動きに左右されない安定的な収益を確保し、お預かりした資産の着実な成長をめざします。

## ファンドの特色



日本の株式の「買い」と「売り」を組み合わせ、株式市場全体の値動きに左右されない安定的な収益の確保(絶対収益の追求)をめざします。

- 株式の「買い」と「売り」\*を組み合わせ、株式市場全体の価格変動リスクを低減させつつ、「買いポートフォリオ」における株式市場全体を上回る部分の収益と、「売りポートフォリオ」における株式市場全体を下回る部分の収益の確保をめざします。

\* 当ファンドの「買い」は株式現物の買付け、「売り」は信用取引による株式の売建てを行います。  
※このような運用戦略を一般的にはマーケットニュートラル戦略と呼びます。

### 株式市場全体の価格変動リスクを低減させた場合のメリット・デメリット

| メリット               | デメリット            |
|--------------------|------------------|
| 株式市場全体の下落の影響を受けない。 | 株式市場全体の上昇に追随しない。 |

※上記はすべてを網羅したものではなく、また、この通りとならない場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

 信用取引とは、資金や株式を借りて売買する取引です。ファンドは、証券会社に一定の保証金(委託保証金)を担保として差し入れ、売付けに必要な株式を証券会社から借りて売却を行います。なお、信用取引では、コストが掛かるほか制限が課せられる場合もあります。

 当ファンドは株式市場の全体の値動きに左右されない安定的な収益の確保(絶対収益の追求)をめざしますが、収益獲得の達成を保証等するものではありません。

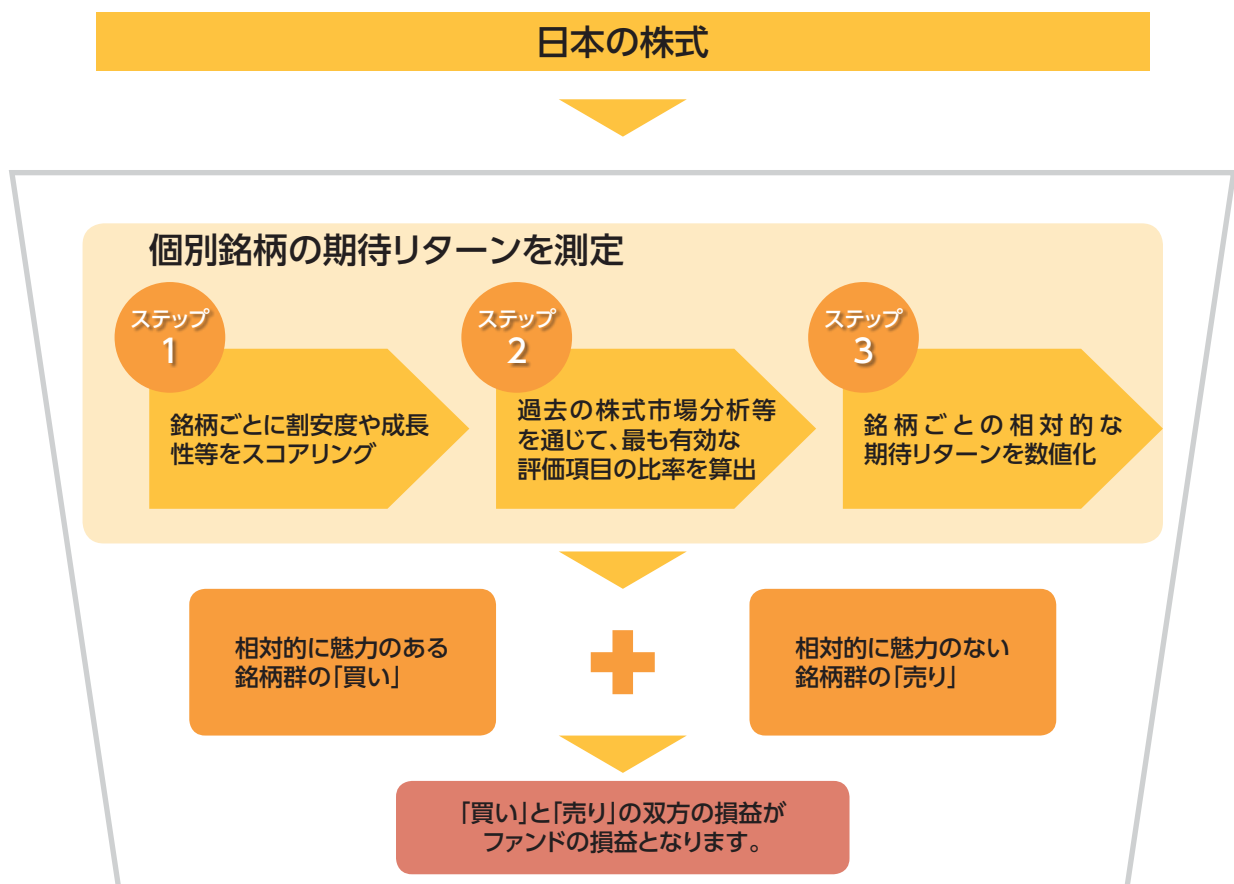
 株式市場全体の価格変動リスクの低減が行えない場合や、「買いポートフォリオ」が株式市場全体を下回ることや、「売りポートフォリオ」が株式市場全体を上回ることによって損失を被る場合がありますので、ご注意ください。



相対的に魅力のある銘柄を「買い」、相対的に魅力のない銘柄を「売る」投資戦略を用います。

- 計量モデルを用いて個別銘柄の持つ期待リターンを測定し、相対的に魅力のある銘柄群を「買いポートフォリオ」、相対的に魅力のない銘柄群を「売りポートフォリオ」に分けて投資します。

<運用プロセス>



❗ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



## パフォーマンスが実質的に過去最高となった場合にかぎり、委託会社が受け取る信託報酬(成果報酬)が生じます。

- 成果報酬<sup>\*1</sup>は、成果報酬単価<sup>\*2</sup>(成果報酬控除前基準価額が実質的な過去最高値<sup>\*3</sup>を超えた額の15%)に受益権総口数をかけた額です。

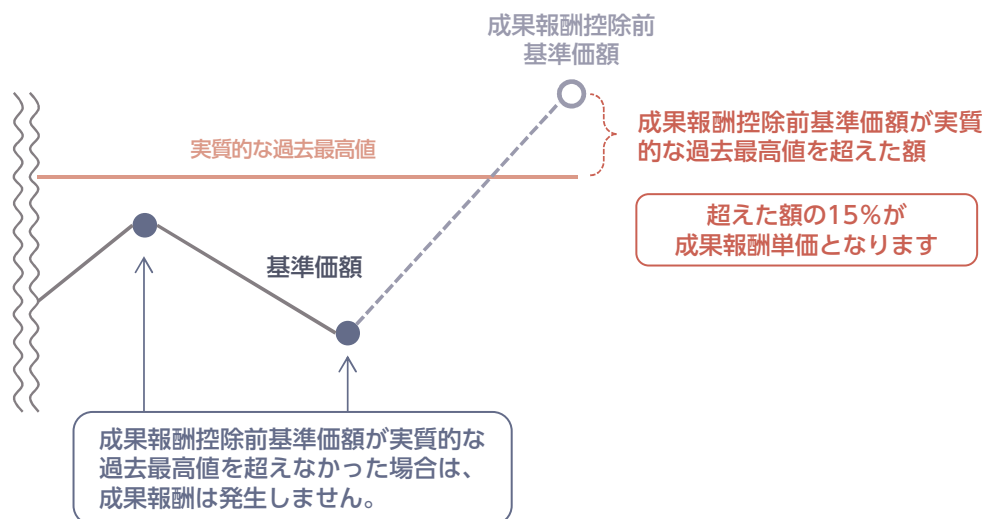
\*1 別途、相当する消費税等がかかります。

\*2 成果報酬単価は1円単位のため、1円に満たない場合は成果報酬は発生しません。

\*3 成果報酬の算出の基準となる価額です。

(成果報酬控除前基準価額や実質的な過去最高値などを含めた成果報酬についての詳細は、「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご確認ください。)

### <成果報酬の発生イメージ>



❗ 上記は成果報酬の発生イメージを表したものであり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

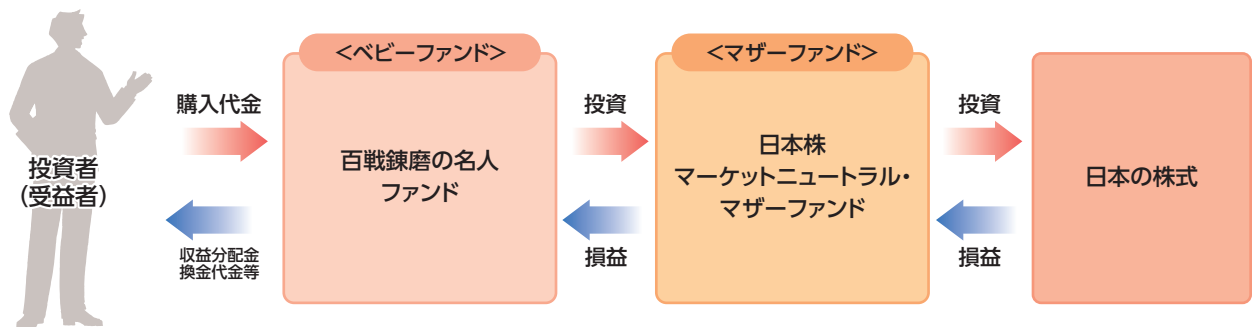
- 基本報酬(受託会社が受け取る報酬)は、日々の純資産総額に対して、年率0.044%(税抜 年率0.04%)をかけた額です。

❗ 日々の基準価額は信託報酬(基本報酬および成果報酬)や経費が反映された後の価額です。したがって、成果報酬の支払い時(毎計算期末または信託終了時)や一部解約時に成果報酬が基準価額から差し引かれるものではありません。

❗ 成果報酬は発生日の基準価額に計上されるため、翌営業日以降、基準価額が下落しても、繰り戻されることはありません。

## ■ファンドの仕組み

運用は主に日本株マーケットニュートラル・マザーファンドへの投資を通じて、日本の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

|             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| 株式への投資      | 株式への実質投資割合に制限を設けません。                   |
| 同一銘柄の株式への投資 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 信用取引        | 信用取引の売付けに係る時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内で行います。   |
| デリバティブへの投資  | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。                |

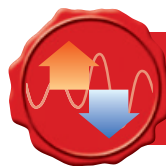
## ■分配方針

- 年2回の決算時(2・8月の各24日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

また、ファンドでは信用取引を用いた株式の売建てを行います。売建てた株式が値上がりした場合には損失が発生し、基準価額が下落する要因となります。なお、信用取引を用いた株式を売建てた利益は限定される一方、損失は限定されていません。

「マーケットニュートラル戦略について」

ファンドは、実質的に日本の株式に投資する（ロング・ポジション）とともに、信用取引を用いた株式の売建て（ショート・ポジション）を組み合わせることで株式市場全体の変動の影響を抑え安定的な収益を確保することをめざすマーケットニュートラル戦略をとっているため、株式市場全体の上昇が必ずしも収益の要因となるわけではありません。なお、ロング・ポジションの「利益／損失」がショート・ポジションの「損失／利益」より「小さい／大きい」場合には損失が発生し、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの株価が下落する一方、ショート・ポジションの株価が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。

### 信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

### 流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

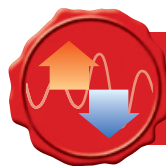
上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。  
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



# 投資リスク

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

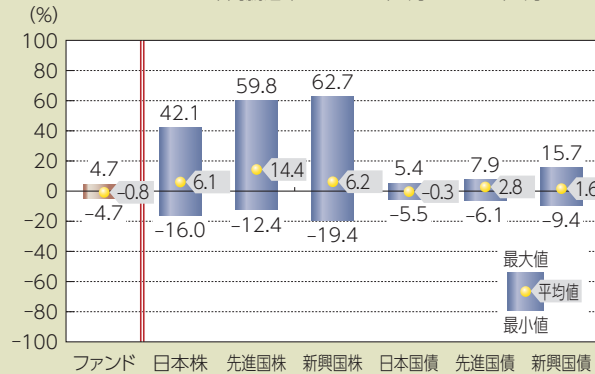
ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2023年2月です。  
基準価額(分配金再投資)は、2020年9月末～2023年2月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年3月末～2023年2月末)

ファンドの年間騰落率は、2021年9月～2023年2月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものととして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                       |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

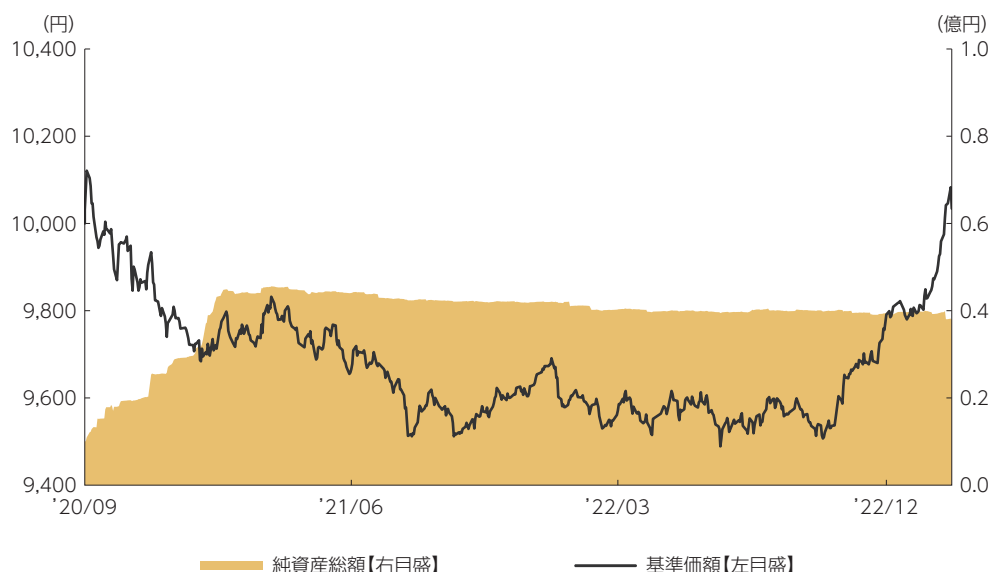


# 運用実績

2023年2月28日現在

## 基準価額・純資産の推移

2020年9月23日(設定日)～2023年2月28日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## 基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,034円 |
| 純資産総額 | 0.3億円   |

・純資産総額は表示桁未満切捨て

## 分配の推移

|          |    |
|----------|----|
| 2023年 2月 | 0円 |
| 2022年 8月 | 0円 |
| 2022年 2月 | 0円 |
| 2021年 8月 | 0円 |
| 2021年 2月 | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

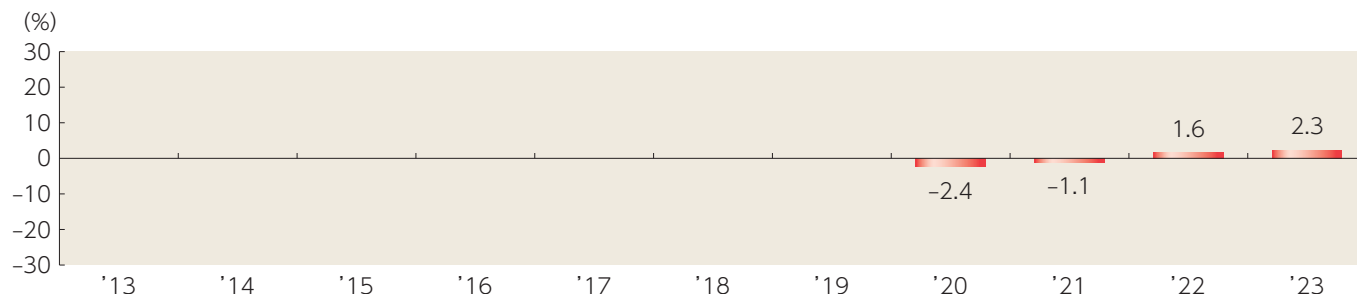
・分配金は1万口当たり、税引前

## 主要な資産の状況

| 資産別構成   | 比率     | 組入上位銘柄           | 業種   | 比率   |
|---------|--------|------------------|------|------|
| 国内株式現物  | 82.3%  | 1 東洋水産           | 食料品  | 0.7% |
| 国内株式信用売 | -82.0% | 2 住友重機械工業        | 機械   | 0.7% |
|         |        | 3 日本製鉄           | 鉄鋼   | 0.7% |
|         |        | 4 オムロン           | 電気機器 | 0.7% |
|         |        | 5 SCREENホールディングス | 電気機器 | 0.7% |
|         |        | 6 住友化学           | 化学   | 0.7% |
|         |        | 7 ジェイテクト         | 機械   | 0.7% |
|         |        | 8 大林組            | 建設業  | 0.7% |
|         |        | 9 ローム            | 電気機器 | 0.7% |
|         |        | 10 住友林業          | 建設業  | 0.7% |
| 株式(実質)  | 0.3%   |                  |      |      |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2020年は設定日から年末までの、2023年は年初から2月28日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 

</

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>運用管理費用(信託報酬)の総額は①基本報酬と②成果報酬の合計となります。</p> <p>①基本報酬<br/>日々の純資産総額に対して、<b>年率0.044%(税抜 年率0.040%)</b>をかけた額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <math display="block">1\text{万口あたりの基本報酬：保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)</math> </div> <p>※上記計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>・基本報酬は、ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の役務の対価として受託会社に支払われます。</p> <p>②成果報酬<br/>毎営業日に、当該営業日の成果報酬控除前基準価額が「成果報酬の算出の基準となる価額(実質的な過去最高値)」を超過した場合に、その超過分に対して<b>16.5%(税抜15.0%)</b>の率をかけた額*に当該営業日における受益権総口数をかけた額です。</p> <p>*超過分に対して税抜15%の率をかけた額(成果報酬単価)に1円未満の端数がある場合は、これを切捨てた額に消費税等がかかります。</p> <p>・成果報酬控除前基準価額とは、成果報酬(税込)を控除する前の純資産総額を受益権総口数で除した金額です。ただし、収益の分配を行う場合は、成果報酬(税込)および収益分配金を控除する前の純資産総額を受益権総口数で除した金額です。</p> <p>・成果報酬の算出の基準となる価額は、以下の通りとなります。</p> <p>イ. 前営業日に成果報酬が発生しなかった場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 前営業日に収益の分配を行わなかった場合：前営業日と同額</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 前営業日に収益の分配を行った場合：前営業日の成果報酬の算出の基準となる価額から前営業日の収益分配金(1口当たり)を控除した額</p> <p>ロ. 前営業日に成果報酬が発生した場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 前営業日に収益の分配を行わなかった場合：前営業日の成果報酬控除前基準価額から前営業日の成果報酬単価およびそれに係る消費税等相当額を控除した額</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 前営業日に収益の分配を行った場合：前営業日の成果報酬控除前基準価額から前営業日の成果報酬単価、それに係る消費税等相当額および前営業日の収益分配金(1口当たり)を控除した額</p> <p>・成果報酬は、ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の役務の対価として委託会社に支払われます。</p> |
| その他の費用・手数料       | <p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



## 手続・手数料等



### 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2023年2月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

